

# 新算数教育研究会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は「新算数教育研究会」と称する。

### 第2条 (事務局)

本会の事務局は、本会総務部長の研究室等に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 (目的)

本会は算数教育に関する研究の推進、普及並びに会員相互の連携を図ることを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 講演会、セミナー、授業を通しての全国大会などの研究会を適宜開くこと。
2. 会誌、研究報告、研究紀要、要項等を刊行すること。
3. ネット上の会員専用サイトにより様々な情報提供サービスを行うこと。
4. その他、本部役員会の決議により適当と認められたこと。

### 第5条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年4月に始まり、翌年3月末日に終わる。

## 第3章 会員及び会費

### 第6条 (会員)

本会に、次の会員を置く。

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| (1) ベーシック会員  | 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人        |
| (2) スタンダード会員 | 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人        |
| (3) プレミアム会員  | 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人        |
| (4) 賛助会員     | 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した法人        |
| (5) 名誉会長     | 本会の会長であった者で、本部役員会の議決により推戴する個人 |
| (6) 名誉会員     | 本会の功労者で、本部役員会の議決により推挙した個人     |

### 第7条 (会員の資格の取得)

本会の会員になろうとする者は、本部役員会が定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

### 第8条 (会員サービス)

1. ベーシック会員、スタンダード会員、プレミアム会員は、所定の手続きを経て、ネット上の会員専用サイトにおける情報提供サービスを受けることができる。
2. ベーシック会員は、ベーシック会員専用サイトにアクセスすることができる。
3. スタンダード会員は、ベーシック会員専用サイト、並びにスタンダード会員専用サイトにアクセスすることができる。
4. プレミアム会員は、ベーシック会員専用サイト、並びにスタンダード会員専用サイトにアクセスするとともに、新しい算数研究誌の年間刊行分を受け取ることができる。
5. 賛助会員は、本会の会員専用サイトに広告を掲載することができる。
6. 会員は、会誌、研究報告、全国大会・セミナー要項等に寄稿すること、及び本会の催す各種の会合に優先的に参加することができる。
7. 会員は支部の一員として、本部役員会の承認を得て、支部を結成することができる。

### 第9条 (会費)

本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、ベーシック会員、スタンダード会員、プレミ

アム会員、賛助会員になった時および毎年、会員は本部役員会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。名誉会長、名誉会員は会費の支払い義務を免除とするが、ベーシック会員、スタンダード会員、プレミアム会員としての会費を支払うことで、それぞれの会員サービスを受けることができる。

#### 第10条（任意退会）

会員は、本部役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本部役員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### 第12条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 本部役員会において決議されるとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### 第4章 役員

#### 第13条（役員）

本会に、次の役員を置く。

本部役員	会長	1名
	副会長	若干名
	部長	若干名
	常任理事	若干名
	監事	2名
地区役員	地区理事	各地区に若干名
支部役員	支部代表	各支部に1名
	世話人	各支部に若干名

#### 第14条（役員を選出）

1. 新会長は、現本部役員会で選出する。
2. 副会長・各部長は、新会長が指名し、現本部役員会が承認する。
3. 常任理事・監事は、現本部役員会で推挙し、新会長が委嘱する。
4. 地区理事は、本部役員会で推挙し、会長が委嘱する。
5. 支部役員は、各支部の推挙により本部役員会で承認する。

#### 第15条（役員の職務及び権限）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理するものとする。
2. 副会長は、会長の職務を補佐する。
3. 本部役員は本部役員会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。本部役員会は会長が招集・開催する。
4. 地区理事は、本部役員と連携し、地区の活動を活性化するために尽力する。
5. 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
6. 支部役員は、本部役員と連携し、各支部の活動の活性化に努める。

#### 第16条（名誉会員）

本会は、本部役員会で検討し、名誉会長及び名誉会員を置くことができる。名誉会長及び名誉会員は、会長の要請のある場合、その諮問に応える。

#### 第17条（役員任期）

任期は原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。補欠として選任された役員の任期は、前任者の人気の満了する時までとする。

#### 第18条（役員の解任）

役員は、本部役員会の決議によって解任することができる。

### 第5章 事業の遂行

#### 第19条（本部役員会）

本部役員は、本部役員会において次の事項を審議する。

1. 刊行物の編集に関する事
2. 研究活動に関する事
3. 会員専用サイトに関する事
4. 役員の選出に関する事
5. 支部の承認に関する事
6. その他必要と認められた事

#### 第20条（三役会）

三役会は、会長、副会長、部長をもって構成し、本部役員会の委嘱を受けた業務を執行する。

#### 第21条（部）

第4条の事業を遂行するため、本会に総務部、全国大会推進部、セミナー推進部、編集部、調査普及部を置く。本部役員会の議決を経て、新たな部を創設することができる。

#### 第22条（幹事）

前条の各部には、幹事若干名を置く。幹事は、会員の中から本部役員会で推挙し、会長が委嘱する。

#### 第23条（部会）

前々条の各部は、部毎に所属する常任理事、幹事によって部会を構成し、各部においてそれぞれ第4条の事業を遂行する。

### 第6章 会計及び監査

#### 第24条（会計）

本会の運営経費は、本会員の年会費、事業、寄付金やその他の収入をもって充てる。

#### 第25条（監査）

監事は、本会の業務及び会計を監査する。

### 第7章 規約の変更及び解散

#### 第26条（規約の変更）

この規約は、本部役員会の決議によって変更することができる。

#### 第27条（細則）

この規約の実行に必要な細則は本部役員会の決議によって定める。

#### 第28条（解散）

本会は、本部役員会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

1985.10.1制定、1993.6.16改訂、1999.11.5改訂、2011.12.25改訂、2013.5.17改訂、2013.7.3改訂、2016.2.15改訂、2017.12.26改訂、2018.9.19改訂、2018.12.26改訂、2019.4.22改訂、2023.4.1改訂